姫路市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業申請の手引き

令和8年5月

姫路市　農林水産環境局　環境政策室

目次

1. 事業の概要----------3
2. 補助対象者の要件----------3
3. 補助金額----------3
4. 補助対象の要件----------4
5. 募集期間----------4
6. 補助対象となる設備----------5
7. 交付の流れ----------8
8. 提出書類一覧----------9
9. 補助対象経費----------12
10. スケジュール----------14
11. 留意事項----------15
12. よくある質問----------16
13. 必要書類・チェックリスト----------25

1　事業の概要

（1）目的

自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民を支援することにより、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図る。

（2）事業の内容

太陽光発電設備及び蓄電池導入費用の一部を補助する。

2　補助対象者の要件

姫路市の自己居住用の戸建て住宅（以下、「住宅」という。）で、自らが所有し、自ら居住する住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民で、次のいずれにも該当する者

・県税、市税の滞納がないこと

・暴力団排除にかかる誓約ができること

※補助対象者の代わりに、太陽光発電設備等を設置する者等を手続代行者として、交付申請・実績報告・事業変更の承認申請・事業の廃止届出等の事務手続を進めることができます。（要委任状）

※手続代行者が手続の代行を通じて知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うこととします。

※不正行為が認められたときは、手続代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間手続の代行ができないものとします。

・**令和8年12月 28 日（月）まで**に、補助対象設備の設置及び代金の支払いを終え、必要書類を揃えた上で実績報告書を提出し、**令和8年12月28日（月）まで**に補助金請求書の提出ができる方（交付金額に変更がない場合は、実績報告と同時申請可）

・補助金による設備設置を行った場合、設置後県が実施する調査に協力いただける方

3　補助金額

対象	補助額	上限
太陽光発電	7 万円/kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナー出力の低い値（小数点以下切捨て）に乗じて算出	5kW（35 万円）
蓄電池	対象となる蓄電池価格の 1/3 （上限 14.1 万円/kWh） ※蓄電池容量は小数第二位以下切捨て	5kWh（23. 5万円）

4　補助対象の要件

※次に記載する設備について、契約を締結する前に補助金交付申請手続きを行い、市の補助金交付決定日以降に契約を締結して事業に着手したものが補助対象です。

■太陽光発電設備

・再生可能エネルギーの電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しない者。

・発電した電力量の 30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者。

■蓄電池

・新設する太陽光発電設備と同時に設置するもの。※蓄電池の設置のみは補助対象外。

・平常時において充放電を繰り返すことを前提としており、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

※複数の事業者から見積もりを取得することや販売事業者に対して条件を満たす蓄電システムの調達可否の確認を行う等して、12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。

■共通

・商用化された設備のみ可、中古品不可、PPA 又はリースによる導入不可。

・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出抑制削減効果について、J クレジット制度への登録を行わないこと。

・設置される設備について、国、県及び本市の補助金の交付を受けていないこと。

〈申請が可能な導入パターン〉

太陽光発電設備（単独）	蓄電池（単独）	太陽光発電設備＋蓄電池
×	×	○

新たに導入する太陽光発電設備・蓄電池の購入費用及びその設置に係る工事費用（それぞれ単体の導入は補助対象外。すでに太陽光発電設備が設置済の住宅に、今回、蓄電池のみを導入する場合も補助対象外です。）

※ **自己所有に限る。**

5　募集期間

交付申請期間：令和8年5月13日（水）から令和8年11月30日（月）まで

提出書類（p9 を参照）を下記の申請受付窓口に提出してください。

提出先：〒670－8501　兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市　農林水産環境局　環境政策室

電話番号　078－221－2385

E-mail　kankyoho@city.himeji.lg.jp

※申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

6　補助対象となる設備

■太陽光発電設備

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）２ ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型） 交付要件」の抜粋です。導入した太陽光発電設備が次の要件を満たすことを確認してください。

・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠すること。特に、次の（a）～（i）をすべて遵守していることを確認すること。

（a） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（b） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（c） 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

（d） 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

（e） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（f） 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

（g） 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

（h） 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（i） 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

■蓄電池

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2 ア (イ) 蓄電池 交付要件」の抜粋です。導入した蓄電設備が次の仕様を満たすことを御確認ください。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。
(https://zehweb.jp/registration/battery/)。

【家庭用蓄電池(20kWh 未満):h～m の全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準(※)

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。 使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(b) 定格出力定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。 定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(kWh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいず

れかとする。

（d）保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

（e）廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

（f）アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準

（a）JIS C 8715－2 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）–

（a）JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1 若しくは JIS C 4412－2※の規格も可とする。※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する

l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）–

（a）蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく 国内認証機関（NCB）であること。

保証期間

（a）メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

※ 一般社団法人日本電機工業会が定めている性能表示ラベル等を参考に、表示内容をご確認ください。

（https://www.jema-net.or.jp/living/chikuden/label.html）

7　交付の流れ

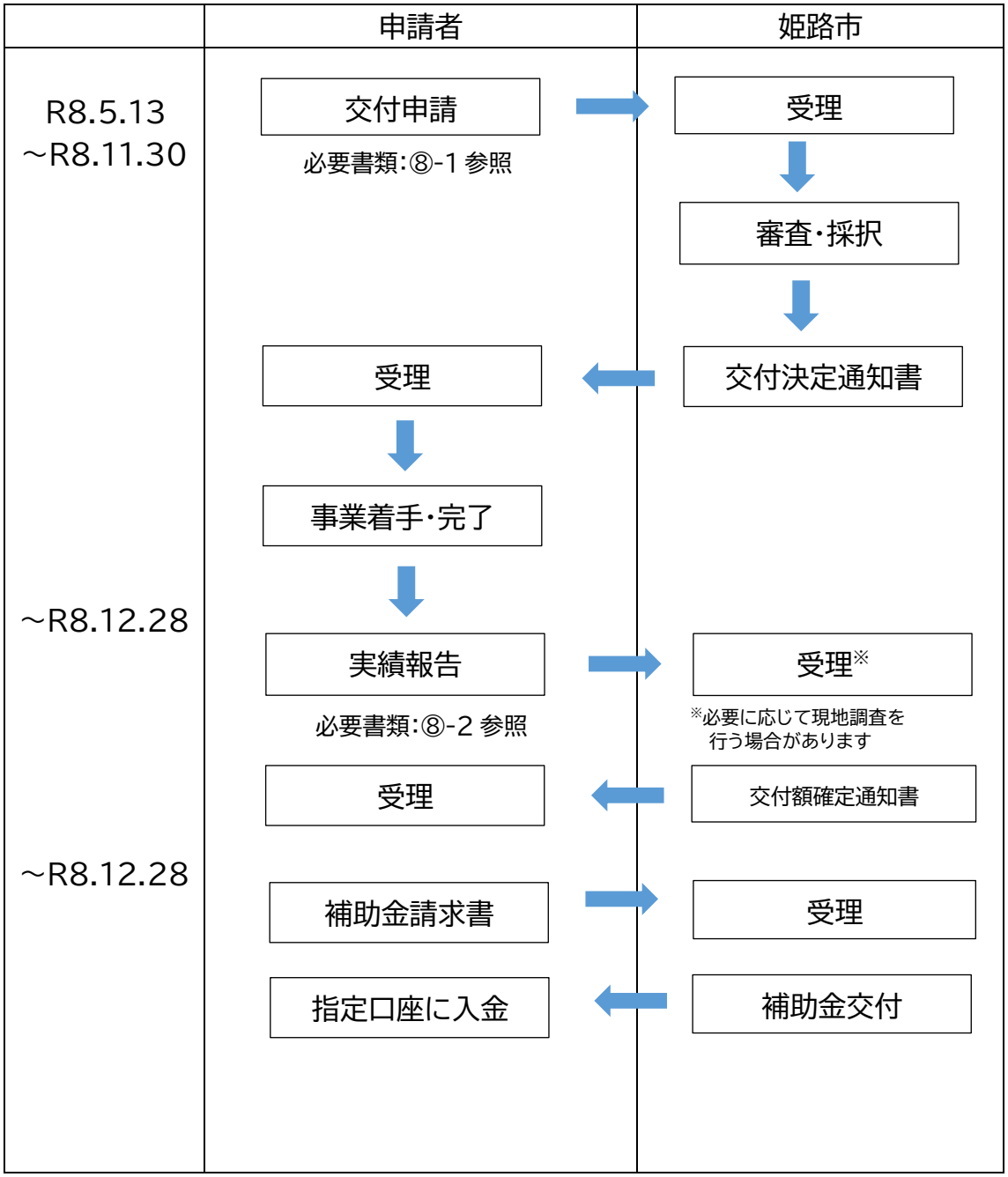
申請者
姫路市
R8.5.13
～R8.11.30
交付申請
必要書類:⑧-1 参照
受理
審査・採択
交付決定通知書
受理
事業着手・完了
～R8.12.28
実績報告
必要書類:⑧-2 参照
受理※
※必要に応じて現地調査を
行う場合があります
受理
交付額確定通知書
～R8.12.28
補助金請求書
受理
指定口座に入金
補助金交付

8　提出書類一覧

(1)申請時提出書類一覧

※市役所その他公共機関が発行する証明書等は、原則として発行3カ月以内のものを添付してください。(コピー可)

	必要書類	備考	書類作成者
1	様式第1号　補助金交付申請書		申請者
2	様式第1号別紙様式1－1　収支予算書		申請者
3	様式第1号別紙様式1－2　事業計画書		申請者
4	様式第1号別紙様式1－3　誓約書		申請者
5	見積書及び見積内訳書の写し又は 契約締結前の契約書及び契約内訳書の写し	契約書を提出する場合は、「市の交付決定日を契約日とする」等の記載がある場合に限る	設置事業者
6	設置する土地・建物の全部事項証明書(写し)	(既築住宅の場合)	申請者
7	住民票の写し	(既築住宅の場合)	申請者
8	相手方(債権者)登録申出書	(既築住宅の場合)	申請者
9	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し)		設置事業者
10	機器設置前の現況写真 ※参考資料として配置図を添付のこと	新築住宅の場合は住宅建築前の土地の写真、太陽光発電設備等を設置した建売住宅を購入する場合は太陽光発電設備等が設置された写真を添付のこと	申請者
11	発電量及び自家消費量に係る根拠資料(シミュレーション等)		申請者 設置事業者
12	太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類	国の補助金を利用する場合	他の補助実施主体者
13	太陽光発電設備設置に係る承諾書	(土地及び建物の所有者が共有名義の場合)	申請者

（2）実績報告必要書類一覧

※市役所その他公共機関が発行する証明書等は、原則として発行3カ月以内のものを添付してください。（コピー可）

	必要書類	備考	書類作成者
1	様式第9号　実績報告書		申請者
2	様式第9号別紙2－1　収支決算書		申請者
3	様式第9号別紙2－2　自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書		申請者
4	請求書の写し		申請者
5	領収書の写し ※申請時に契約書及び契約内訳書の写しの提出がない場合には契約書及び契約内訳書の写しを併せて提出のこと	ローン、クレジット払いの場合は契約書でも可（補助対象設備が申請者の所有である場合に限り補助対象） （電子領収書の場合は印刷して添付すること）	申請者
6	契約書及び契約内訳書の写し		申請者
7	補助対象設備の保証書の写し		設置事業者
8	設置する土地・建物の全部事項証明書（写し）	（申請時に提出していない場合）	申請者
9	住民票の写し	（申請時に提出していない場合）	申請者
10	相手方（債権者）登録申出書	（申請時に提出していない場合）	申請者
11	電力会社との接続契約書、売電契約書等（FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し	契約書の発行がない場合はたくそう君の申込書及び工事情報の照会画面でも可	小売電気事業者等
12	（非 FIT 売電無の場合）逆潮流防止装置の設置が確認できる書類	領収書等	申請者
13	補助対象設備が電力会社の電力系統に	関西電力送配電から送	小売電気事

	接続する日を確認することができる書類	付される「工事情報の照会」等	業者等
14	建物の外観及び設備の設置が確認できる写真		申請者
15	兵庫県税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書（3） 滞納の税額がないことの証明）		申請者
15	姫路市税の滞納無証明書		申請者

【注意点】

①補助金の申請（交付要綱　第3条）

（1）申請時提出書類を姫路市環境政策室まで持参してください。

不足書類や不備がある書類は受付できません。書類が全てそろった段階で受付終了となります。提出書類チェックリストの項目を満たしていることをご確認の上で申請してください。

②交付決定の通知（交付要綱　第4条）

申請の受付完了後、その内容を審査し、補助金交付（不交付）の決定を行います。

9　補助対象経費

補助対象費は事業を行うために必要な経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		直接	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をい

		経費	う。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業実施に必要な経費を契約・協定等に基づき負担する経費、系統で供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線・遮断機・計量器・系統設備の工事費負担金(1.35 万円/kW 上限))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。 ただし、単価が適切でないと判断した場合には、修正を求める場合がある。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費をいう。

※次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

×公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等 ×過剰な設備、予備設備、本事業以外において使用することを目的したもの ×既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用 ×土地・建物の取得、賃貸、管理棟に要する費用 ×本事業と直接関係のない工事に要した費用 ×設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用	×経理処理上、補助金とすることが適さないもの 例1:契約書(発注書、請書を含む)、納品書、請求書、振込依頼書、領収 書その他証拠帳票類が不備の場合 例2:補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合

１０　スケジュール

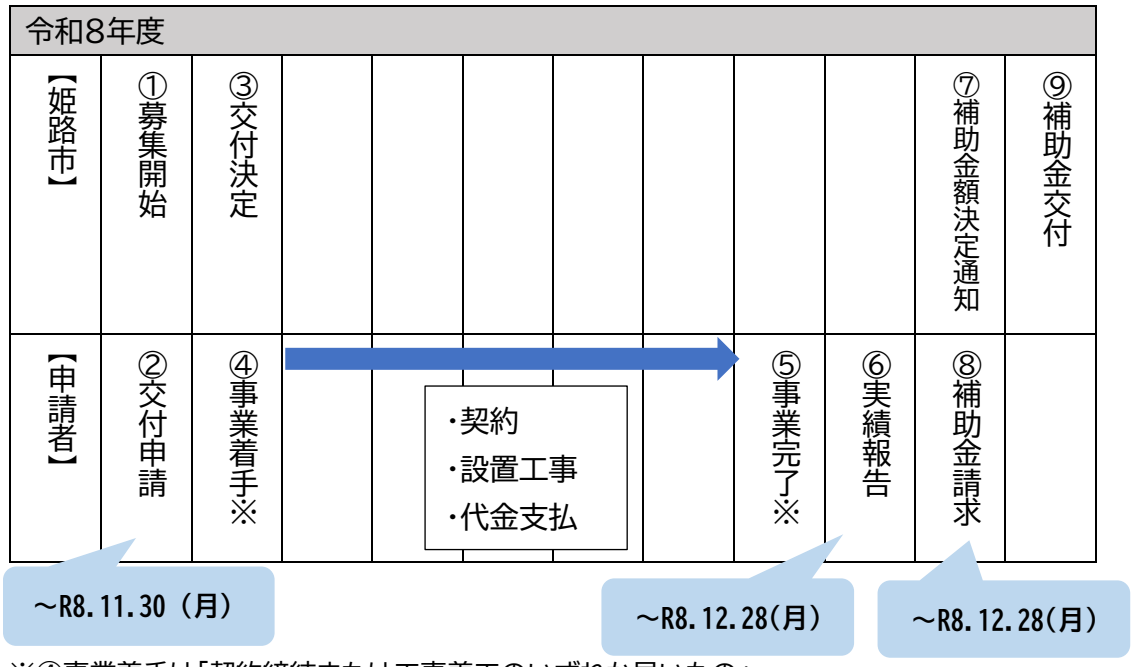

※④事業着手は「契約締結または工事着工のいずれか早いもの」
※⑤事業完了は「工事完了または代金支払のいずれか遅いもの」

＜各項目の前後関係＞

① ＜ ②(期限:R8.11.30(月)) ＜ ③ ＜ ④ ＜ ⑤ ＜ ⑥(期限:R8.12.30(月)) ＜=
⑦ ＜ ⑧（期限:R8.12.30(月)）＜ ⑨

注意点

・ **事業着手**
事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約締結または工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、基本的に建物本体の契約日が事業着手日となります。ただし、上記のスケジュールで事業完了することが必要です。

１１　留意事項

(1)交付決定の取消し等(交付要綱第16条)

市長は、補助金申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

① 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
② 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
④ 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
⑤ 暴力団員等であるとき。

(2)財産の処分の制限(交付要綱第　20条)

補助金申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む)する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2　補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

太陽光発電設備	17 年
蓄電設備	6 年

１２　よくある質問

Q　受付は、先着順ですか？　また、申請は１人1回限りですか？

A　はい、先着順です。
　ただし、予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。
　また、申請は1回限りです。

Q　予算額を教えてください。

A　29，250千円です。
　なお、執行状況により、予算額は変更となる場合があります。

Q　本人が申請手続きをする必要がありますか？

A　補助金交付申請書（様式第1号）において、代理人を定める旨の記載があれば、施工事業者等本人以外が手続きを行うことは可能です。窓口で代理人の身分のわかる書類を提示してください。ただし、代理人に手続きを委任する場合は補助金交付申請書の申請者欄は署名又は記名押印していただく必要があります。（別途、署名又は記名押印した委任状がある場合は、記名のみで可）

Q　消費税は補助対象になりますか？

A　消費税は補助対象外です。このほか P13 に補助対象外となる経費を記載していますので、ご確認ください。

Q　住民票や全部事項証明書等は原本が必要ですか？

A　コピーで可としています。

Q　期間内に申請したいのですが、見積書等の入手が間に合わず、必要書類が揃っていません。とりあえず申請書だけ提出すれば、受け付けてもらえますか？

A　全ての書類を揃えた上で申請してください。書類の内容に不足や不備がある場合は受理できません。訂正の上、募集期間内に申請し直していただく必要があります。

Q　交付申請を提出しました。交付決定の連絡はいつ頃になりますか？

A　申請書を受理してから交付決定の通知まで2週間程度かかります。ただし、申請書類に不備・不足が判明した場合は申請し直すことになり、さらに時間がかかることがあります。

Q　補助金の申請を行っても、補助金の交付を受けられない場合はありますか？補助金の申請件数が多い場合は、どうなりますか？

A　内容の審査の結果、補助要件に合致していない場合は、補助金の交付を受けることができません。また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金が交付されません。先着順に審査を行いますので、施工業者と綿密に打合せの上、申請内容に不備がないよう、お早めに申請してください。

　なお、予算の上限に達した場合は、募集期間内であっても申請の受付を終了します。受付を終了する場合はホームページにてお知らせします。

Q　他の補助と併用可能ですか？

A　補助対象設備について、本補助のほかに、国や県の負担金又は補助金を併用することはできません。また、姫路市住宅用蓄電システム導入促進事業補助金の併用もできません。二重交付された場合は、補助金返還の対象となります。

Q　太陽光パネルを増設する場合も補助対象ですか？

A　補助対象ですが、太陽光発電設備＋蓄電池のセットでの購入が条件です。

　ただし、FIT制度による売電を行わない場合に限ります。また、補助金対象は増設した部分のみとなります。

Q　太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合は対象となりますか？

A 対象となりますが、交付申請時に当該建売住宅が建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものは交付対象外となります。また、交付申請時に建設工事の完了の日から起算して1年を経過していなくとも、既に補助対象設備が使用されている場合は中古設備とみなし、交付対象外となりますのでご留意ください。

補助金交付の要件として、交付決定後に契約締結が必要なことや、設備の経費が明確にわかる資料が必要になるなど、補助金の交付手続き上の要件をよくご確認ください。また、建築時に建築事業者や販売事業者が当該設備に対して国等の他の補助金を活用していないことをご確認ください。

Q 別荘への設置は対象となりますか？

A 別荘への設置は補助対象外です。

Q 事務所兼住宅や、店舗兼住宅は対象になりますか？アパート経営者が自ら居住するアパートについては対象となりますか？

A いずれも対象になりません。戸建て住宅(専用住宅)のみが対象となります。

Q ｿｰﾗｰｶｰﾎﾟｰﾄは対象ですか？

A ｿｰﾗｰｶｰﾎﾟｰﾄは補助対象外です。
※ ただし、登記されており、ｶｰﾎﾟｰﾄ部分とパネル部分が区別できる場合に限り、補助対象となります。

Q 野立て(屋根上以外の設置)の太陽光発電設備は、補助対象になりますか？

A 野立ての太陽光発電設備については、補助対象外です。

Q 倉庫等への設置も対象ですか？

A 住宅の屋根に設置することが原則ですが、対象設備を設置する住宅の敷地内にある倉庫等への設置も登記がされている倉庫等に限り対象とします。

ただし、発電した電力を住宅で使用する配線になっている必要があり、倉庫等の耐用年数が対象設備の耐用年数未満でないことを確認してください。

Q 太陽光発電設備等を導入する住宅が共同名義の場合や、借家の場合も補助対象ですか？借地に自己所有の住宅を建てている場合は対象ですか？

A　共同名義については、住宅の共同名義人全員が居住し、法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することを承諾している場合に限り補助対象になります。
交付申請の際に、補助対象設備設置に係る「承諾書」を提出してください。
　また、借家の場合は自ら所有していないため、補助対象外となります。
　なお、借地の自己所有の建物に接地する場合には、所有者から、耐用年数が経過するまでの間、設置を承諾する旨の同意書が必要です。

Q 単身赴任中の家族が住宅の所有者の場合、申請できないのでしょうか？

A　共同名義人全員が居住している（住民票が当該住宅にある）ことが条件ですが、単身赴任等により住民票が別の場所に移っている場合は下記の条件を満たす場合は「当該住宅に居住する者」とみなされるため、補助対象となります。
・補助対象住宅に申請者と生計を一つにするご家族（配偶者や親族等）が常時居住していること
・申請者の住民票の住所が生活の拠点である補助対象住宅にあること。ただし、生活の拠点が補助対象の住宅になく、申請者の住民票の住宅が交付対象住宅にない場合は以下の書類を実績報告時に提出し、対象となる住居での居住実態が確認できる場合は交付対象となります。
-申請者の単身赴任を証明する書類
-補助対象住宅の所在地が住所となっている、申請者と生計を同一にするご家族住民票
-ご家族の居住を確認できる公共料金の契約書等
※居住実態が確認できない場合は交付対象とはなりません。

Q 入居者が未定の状態である建物への設備導入についても、申請できますか？

A　本補助金は、市内の自ら居住する住宅の敷地内に補助対象設備を設置する方が補助対象者となります。入居者が未定の状態では申請できません。
　なお、申請の時点でまだ入居していない方（入居予定者）が申請することは

可能です。ただし、実績報告の時点で、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有することが要件となります。実績報告の際に居住実態を確認することとして、市町が発行する当該住所の住民票記載事項証明（住民票の写し）の提出が必要となりますので、ご注意ください。
また、設備の保証開始日（製造事業者が発行したもの）が交付決定日以降であることが必要です。

Q 余剰電力の売電は可能ですか？

A できる限り自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電も可とします。ただし、補助事業に係る住宅の敷地内での自家消費率が 30%を下回らないことと、FIT 制度又はFIP制度を活用した売電でないことが要件となります。

Q 自家消費率が 30%以上とはどういうことですか？

A 本補助金による太陽光発電設備の導入は、蓄電池との組み合わせ等により「自家消費」を主目的にしたものであり、「年間自家消費想定量/年間発電想定量=30%以上」となることを要件としています。想定量については、施工業者等にお問い合わせいただく等により算出してください。
　なお、自家消費率が実際も 30%以上であったかの事後調査を予定しており、満たさない場合には補助金返還を求める場合がありますのでご留意ください。

Q 新築の施設で電力使用量の実績値がない場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか？

A 新築の施設で電力使用量の実績値がない場合、類似施設（施設の建築面積が近い等）の電力使用量の実績値を用いたり、導入する電気設備の台数・消費電力・負荷率・使用時間等から電力使用量を見込み、その範囲で自家消費できる規模の太陽光発電設備を導入することが考えられます。施工業者等に相談してください。

Q 売電により収益が生じた場合、補助金の返還が必要になりますか?

A 返還は必要ございません。ただし、補助事業に係る住宅の敷地内での自家消

費率が 30%を下回らないことと、FIT 制度を活用した売電でないことが要件となります。なお、自家消費率が実際も 30%以上であったかの事後調査を予定しており、満たさない場合には補助金返還を求める場合がありますのでご留意ください。

Q FITを使わずに、小売電気事業者等に相対・自由契約で余剰分を売電する手続きはどのように行うのでしょうか。

A 売電の契約をしたいと考えている相手先の小売電気事業者(もしくは太陽光発電設備・蓄電池の販売メーカー等)にご相談ください。
【参考】近畿管内で非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者について ｜ 近畿地方環境事務所 ｜ 環境省

Q 補助金交付決定の前に設置工事をしてもいいですか？すでに設置工事が終わっている案件について、申請してもいいですか？契約済ですが設置工事は未実施の案件について、申請してもいいですか？

A 補助金交付の対象となる設備は契約の締結前及び工事の着手前のものに限ります。既に契約済の場合は補助対象にはなりませんので、申請できません。
工事については、補助金の交付申請を提出したのち、市から交付決定を受けた日以降に着手してください。
また、受理した申請の補助額の合計が予算の上限に達した場合、以降の申請に関しては補助金の交付がされませんので、ご注意ください。

Q 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか?

A 太陽光発電設備等設置に関する工事の契約を行った日が事業の着手日となります。
ただし、契約前に工事着工をしている場合は工事着工日とします。

Q 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか？

A 一般的には補助事業者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。
ただし、実績報告書の事業完了予定日は、工事完了日と支払い完了日を比

較し、遅い方の日付を記載してください。

Q　太陽光発電設備に係る補助対象経費には、何が含まれますか？

A　太陽電池パネル、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）等太陽光発電システムを動かすために必要なものが想定されます。

工事請負契約書（売買契約書）で値引きがあった場合は、申請書等には、実際の販売価格（値引き後の価格）を記入してください。

Q　申請する補助対象経費について、太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを計上してもよいですか

A　太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを補助対象にした申請は認められません。原則として補助対象となる経費で本補助事業が成立する必要があり、補助事業の実施に必要な設備の費用に加えて設置の費用なども補助対象経費として計上する必要があります。

Q　太陽光発電設備の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

A　個人の方が住宅に太陽光発電設備を設置する場合は、最大出力（kW）に7万円を乗じた金額（千円未満切り捨て、上限 35 万円）となります。また、最大出力（kW）については、太陽光パネルとパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

例1）住宅に 3.33kW の太陽光パネルと 4kW のパワーコンディショナーを設置 補助額 ＝ 3（kW）× 7万円 ＝ 21万円

例2）住宅に 4.55kW の太陽光パネルと4kW のパワーコンディショナーを設置 補助額 ＝ 4（kW）× 7万円 ＝ 28万円

例3）住宅に 6.0kW の太陽光パネルと、5.5kW のパワーコンディショナーを設置 補助額 ＝ 35 万円（5×7万円＝35 万円）

Q　蓄電池の補助額の計算はどのように行えばよいですか？

1kWh あたりの蓄電池価格の 1/3 を上限 5kWh まで補助します。(ただし、14.1 万円/kWh の 1/3 の額まで(千円未満切り捨て、上限 23.5 万円))
蓄電池の容量(kWh)は、小数第二位以下を切り捨てて計算してください。

例1)住宅に 15 万円 /kWh の蓄電池を 6kWh 設置
補助額 = 14.1(万円/kWh) × 1/3 × 5 (kWh) = 23.5 万円

例2)住宅に 18.1 万円/kWh の蓄電池を4. 55kW 設置
補助額 = 14.1 (万円/kWh) × 1/3 × 4.5 (kWh) = 21.1万円

例 3)住宅に 13.5 万円/kWh の蓄電池を4. 5kW 設置
補助額 = 13.5 (万円/kWh) × 1/3 × 4.5 (kWh) = 20.2万円

例4) 住宅に 13.0 万円/kWh の蓄電池を 4.55kWh 設置
補助額 = 13.0 (万円/kWh) × 1/3 × 4.5 (kWh) = 19.4 万円

Q 蓄電池を複数台設置した場合の計算方法はどうなりますか?

A 1台設置と同様の計算方法です。
例:3.5kWh(14.1 万円/kWh)と 2.5kWh(12.5 万円/kWh)の蓄電池を設置した場合
14.1×1/3×2.5=11.7(万円)
12.5×1/3×2.5=10.4 (万円)
11.7+10.4=22.1(万円)

Q 蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか?

A 可搬式の蓄電池は、補助対象外となります。

Q 蓄電池要件h~mに該当しているかどうかの確認方法はありますか?

A 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が登録・公表している蓄電システムであることをもって、要件を満たすと判断して差し支えありません。
※ただし、当該製品の登録年度により要件が異なる場合がありますのでご注意ください。

Q　太陽光発電設備と蓄電池の補助対象経費は分ける必要がありますか？

A　補助対象経費については、分けて記載してください。太陽光発電と蓄電システムがセット価格になっている場合等の補助対象経費内での配分に関して、特に規定はありませんが、必ず双方の小計（合計）が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。

Q　実績報告から補助金交付（振込完了）までのおおよその期間はどの程度になりますか？

A　30日（4週間）等を目安としています。

Q　太陽光発電共同購入支援事業で導入する設備についても申請可能ですか？

A　太陽光発電共同購入支援事業で導入する設備についても申請いただけます。ただし、工期等について期間内に完了するようご留意ください。

Q　導入実績がないもの（試作品等）は、補助対象となりますか？

A　商品化され、導入実績がある設備を補助対象とします。商用化されていないものや導入実績のないものは補助対象にはなりません。

Q　過去に購入したもの（在庫品）や中古品は補助対象となりますか？

A　申請者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品は、補助対象になりません。

Q　設備の買い替え・更新の場合は補助対象となりますか？
買い替えの場合、既存設備の取り外しや廃棄にかかる費用は対象になりますか？

A　次の 3 点のすべてを満たす更新に限り対象となります。
①買い替え、更新で設置前と比べて発電容量が増加するもの
②従前の設備が法定耐用年数（17 年）を過ぎているもの
③FIT 認定を受けている場所でないもの（卒 FIT でないもの）

これらの要件の確認について別途確認書類が必要ですので、個別にご相談ください。
架台部分については、引き続き使用できる場合もありますので、検討ください。
また、既存設備の取り外しや廃棄にかかる費用は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。

Q ローン、クレジット等による支払いをする場合も補助対象となりますか？

A 原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要ですが、はじめから補助対象設備が申請者の所有になる場合に限り、ローンやクレジット等による支払いも補助対象です。

Q 発電量及び自家消費量に係る根拠書類とはどのようなものですか？

A 年間想定発電量及び年間電力消費想定量をシミュレーションし、自家消費率が 30%以上になることを示してください。
なお、根拠資料としての情報が不足すると判断する場合には、申請時または実績報告時に追加資料を求める場合があります。

Q 現地での工事完了の確認はありますか？

A 補助事業の適正化を期すため、必要に応じて現地への立ち入りや関係者への聴き取りを行う場合があります。

Q 請求書を提出し、補助金の支払いを受けた後に注意することはありますか？

A （設備の使用について）
設備設置後は、適切な自主点検及び維持管理を実施し、適正に使用してください。

（書類の保管について）
補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類（交付申請書類、実績報告書類、交付決定通知、工事の契約書・領収書、額確定通知等）については、補助金の支払いを受けてから設備の耐用年数を経過するまで保

管してください。

（財産処分について）

取得単価が 50 万円以上の設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間内に、補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することはできません。

・法定耐用年数は次のとおりです。

太陽光発電設備 17年 蓄電池 6年

・ 法定耐用年数以内に次の事象が発生する場合は、手続きが必要になりますので、事前に市に相談してください。なお、場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。 譲渡：補助対象財産の所有者の変更。 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。 貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

１３　必要書類・チェックリスト

【申請時】

	必要書類･チェック内容	チェック
1	様式第1号　補助金交付申請書	□
2	様式第1号別紙様式1－1　収支予算書	□
	･収入の欄に補助金の記載があるか。	□
	･収入と支出の合計値が一致しているか。	□
3	様式第1号別紙様式1－2　自家消費型住宅用太陽光発電等導入計画書	□
	･氏名、住所は1で記載したものと一致しているか。	□
	･申請者は、太陽光発電設備等の設置契約者かつ建物所有者であり当該住所地に居住しているか。(又は設置後に居住する予定であるか)	□
	･事業着手前であるか。(※契約締結は着手とみなす)	□
	･自家消費率が 30%以上であるか。	□
	･国の太陽光発電設備等の補助金を申請していないか。	□
	･太陽光発電設備について、FIT 認定又はFIP認定を受けないか。	□
	･(太陽光パネルの増築の場合)既存パネルについて卒 FIT の証明ができる書類が添付されているか。	□
4	様式第1号別紙様式1－3　誓約書	□
	･自署又は押印はあるか。	□
5	様式第1号別紙様式1－4　確認書	□
	･チェックボックスにチェックは入っているか	□
	･自署又は押印はあるか。	□
6	見積書及び見積書の写し又は契約書(案)及び契約内訳書(案)の写し	□
	･太陽光発電設備設置費、蓄電池設備設置費の内訳記載があるか。	□
	･契約書(案)及び契約内訳書(案)は、自治体の交付決定日以降を契約日とする等の条項となっているか	
7	設置する土地･建物の全部事項証明書(写し)	□
	･発行から3カ月以内のものであるか。	□
	【太陽光発電設備･蓄電池未設置の新築住宅で未登記の場合】建物建築に係る契約書又は売買契約書の写し　※実績報告時に土地建物の全部事項証明書を提出(発行から3カ月以内)	□
8	(既築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類(住民票の写し)	□
	･発行から3カ月以内のものであるか。	□
	･(共有名義の場合)所有者全員の居住が確認できるか。	□
	･(共有名義の場合)所有者全員の耐用年数が経過するまでの間の承諾書の添付があるか。	□
9	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの	□
	･太陽光パネルの公称最大出力の合計値、蓄電池及びパワーコンディショナーの定格出力がわかるか。	□
	･補助対象製品か。	□
10	機器設置前の現況写真	□
	･設置する屋根等の形状、方角、太陽光発電設備が設置されていないこと	□

	がわかるように撮影されているか。	
	・建物の形と玄関の位置、設置場所がわかるように撮影されているか。	□
	・補助対象設備の設置位置を確認できる配置図が添付されているか。	□
11	発電量及び自家消費量に係る根拠資料(シミュレーション等)	□
	・自家消費の割合が 30%以上の計画であるか。	□
12	太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類(国の補助を受ける場合)	□
13	申請者の本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカード等)	□
14	補助対象設備を設置する土地及び住宅が単独所有でない場合は下記の書類	□
	共有者全員の住民票の写し	□
	申請者を除く共有者全員からの補助対象設備設置に係る承諾書	□
15	単身赴任により交付申請者の住民票の住所が補助対象設備を設置する住宅の住所と異なる場合は下記の書類	□
	勤務先が発行した交付申請者の単身赴任を証明することができる書類	□
	交付申請者と生計を一にする家族の住民票の写し	□
	補助対象設備を設置する住宅に家族が居住していることを確認できる書類(公共料金の支払通知書又は契約書等)	□
16	補助対象設備を導入する住宅を建築又は購入するにあたり、補助金の交付を受けている場合は、補助金の内訳が確認できるもの	□
17	(既築住宅に補助対象設備を導入する場合)相手方(債権者)登録申出書	□

【実績報告書】

	必要書類・チェック内容	チェック
1	様式第9号　実績報告書	□
2	様式第9号別紙2－1　収支決算書	□
	・収支予算書と一致しているか。	□
	・金額は領収書等と一致しているか。	□
3	様式第9号別紙2－2　自家消費型住宅用太陽光発電等導入実績報告書	□
	・記載内容は導入計画書と一致しているか。	□
	・交付決定後に事業着手しているか。	□
	・国の太陽光発電設備等の補助金を申請していないか。	□
	・太陽光発電設備は自家消費型で、FIT 認定を受けないか。	□
4	請求書の写し	□
	・請求書の宛名は補助金申請者と一致しているか。	□
5	領収書の写し	□
	・領収書の宛名は補助金申請者と一致しているか。	□
6	契約書及び契約内訳書の写し	□
	契約の日付は、交付決定日より後か。	□
	契約者名と申請者名は一致しているか。	□
7	補助対象設備の保証書の写し	□
	・蓄電池等は 10 年以上の保証があるか。	□
8	（新築住宅で交付申請時に未提出の場合）設置する土地・建物の全部事項証明書（写し）	□
	・発行から3カ月以内のものであるか。	□
9	（新築住宅の場合）申請者の設置地への居住状況を示す公的書類（住民票の写し）	□
	・発行から3カ月以内のものであるか。	□
	・住所は補助対象設備を導入した住宅の住所と一致しているか。	□
	・（共有名義の場合）所有者全員の居住が確認できるか。	□
	・（共有名義の場合）所有者全員の耐用年数が経過するまでの間の承諾書の添付があるか。	□
10	（非FIT売電有の場合）電力会社との接続契約書、売電契約書等（FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し	□
	・契約者の住所・氏名は交付申請者と一致しているか。	□
	・接続契約日は交付決定日以降となっているか。	□
	・非 FIT 売電となっているか。	□
11	（非FIT売電無の場合）領収書等により逆潮流防止装置を設置したことを確認してください。	□
	・領収書の宛名は申請者名と一致しているか。工事等と日付が合致しているか。	□
12	補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類	□
	・補助金申請者本人宛の文書等であるか。	□
13	建物の外観及び設備の設置が確認できるカラー写真	□

	・外観及び設置予定箇所、設置後箇所等をおおむね同じアングルとなるように撮影した写真であるか。	□
	・太陽光パネルは、全ての枚数がわかるように撮影しているか。	□
	・太陽光パネルは、全てのパネルの製造番号が確認できる銘板等のカラー写真であるか。 （メーカーが発行する出力対比表の写し、又は製造番号票（バーコード）等の写しでも可）	□
	・蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる銘板等のカラー写真であるか。	□
	・パワーコンディショナーは、定格出力電力がわかる銘板等のカラー写真であるか。	□
14	県税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書（3） 滞納の税額がないことの証明）	□
	・すべての県税について滞納がないか。	□
15	姫路市税の滞納無証明書	□
16	（期間内に必要な書類がそろわない等実績報告に遅延が生じる場合） 遅延報告書（任意の様式）	□
17	補助金の請求に係る下記の書類	
	・相手方（債権者）登録申出書（新築等で申請時に提出していない場合）	
	・補助金の振込先を確認できる書類（通帳の写し等）	

＜免責事項＞

本手引きについては、現時点で把握している情報を踏まえて作成しています。

今後、国、県等の解釈による変更となる場合がありますので、予めご承知おきください。

なお、申請の際は、ウェブサイトで最新のものをご確認ください。